

京丹後市アウトソーシング推進に関する指針

平成17年10月策定
令和3年3月最終改訂

第1 はじめに

1 アウトソーシング推進の必要性

本市では、第1次・第2次・第3次行財政改革大綱に基づき、様々な行財政改革の取組を進めてきたところですが、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費をはじめ、公共施設等の老朽化による維持管理経費、地方公営企業会計・特別会計への繰出金等が増加傾向にある中、引き続き行財政改革を着実に実施しなければならない状況にあります。

また、市民ニーズの多様化など行政に求められる役割は、ますます複雑・高度化しています。それらに対応するためには、限られた行政資源（人・物・金・時間）の効果的な活用が必要となっています。

このような状況の中で、より効率的・効果的に行政サービスの提供や行政運営を行っていくためには、ICTを活用した業務効率化を進めるとともに、外部の持つ専門的な知識やノウハウを有効に活用し、活用により創出される行政資源を行政運営の核となる業務に集中させていかなければなりません。

本市では、アウトソーシングを推進するための基本的な考え方や手法等を明らかにした「京丹後市アウトソーシング推進に関する指針（以下「指針」という。）」を平成17年10月に策定し、行財政改革を進めていく手段の一つとして積極的にアウトソーシングを推進してきましたが、このたび、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、指針の内容を改訂しました。

今後も本指針に基づき、引き続きアウトソーシングを推進します。

2 経緯と課題

(1) 経緯

本市では、新市発足以来、アウトソーシングを行財政改革の重要課題として位置付け、一般事務や学校作業員業務への労働者派遣の活用を始め（令和2年4月1日から会計年度任用職員制度へ移行）、給食調理業務や放課後児童クラブ運営業務の委託、公の施設¹への指定管理者制度の導入、保育所の民営化など、積極的にアウトソーシングを推進し、職員数の適正化と行政サービスの維持・向上に努めてきました。

また、行政サービスを保管・代行するとともに、地域の雇用拡大等を図るため、平成18年11月に京丹後市総合サービス株式会社を設立し、アウトソーシングの受け皿として当該会社を積極的に活用してきました。

さらに、平成23年度から指定管理者制度において、モニタリングを導入し、いわゆる「丸投げ」とならないよう、業務の実施状況の点検等により業務の課題や問題点を的確に把握し、業務改善のサイクルを構築することで、公の施設の適切な管理及び公共サービスの向上に努めています。

(2) 課題

これまで単純定型業務²や技能労務系業務³を中心にアウトソーシングを推進してきたことから、これらの分野では、アウトソーシングできる余地がなくなりつつあります。

そのため、今後は、既に委託している分野における委託範囲の拡大、市所有施設の管理運営業務の外注化の更なる推進、一時的に業務量が増加又は集中する業務⁴の委託などに引き続き取り組むとともに、専門定型業務⁵などにおける新たな委託化の検討を進めていく必要があります。

¹ 社会体育施設、観光施設などの住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設

² 廃棄物処理、公共施設維持管理、清掃業務など、行政特有の専門性は求められず、定型的な処理を繰り返す業務

³ 給食業務、学校用務員業務など、主に現場で専門化された労務作業を行う業務

⁴ 総合健診業務、各種納付書発送業務など

⁵ 統計調査、窓口サービス、会計・出納業務など、一定の専門性が必要で、定型的な処理を繰り返す業務

第2 アウトソーシングの定義と手法

1 アウトソーシングの定義

本指針では、より効率的・効果的に行政サービスの提供や行政運営を行うため、業務の一部又は全部を外部に委ねる（外部資源を活用する）ことを「アウトソーシング」と定義し、次のとおり区分しています。

アウトソーシングの手法	
民営化	
外部委託・外注化	業務委託
	指定管理者制度
	P F I

本指針で「アウトソーシング」として定義する範囲

2 アウトソーシングの手法

(1) 民営化（民間への移譲）

サービスの提供や事務事業の全部又は一部の実施主体を民間に移譲することをいいます。

(2) 業務委託

市が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保した上で、民間企業、外部の団体、個人等に市の事務事業を委託することをいいます。

(3) 指定管理者制度

市が設置する公の施設について、市が指定する民間事業者等に管理運営を行わせる制度です。

(4) P F I（Private Finance Initiative）

P F I 事業は、民間の資金と経営上のノウハウ、技術的能力を活用して公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を行う公共事業（市が発注者で、民間事業者が事業主体）の手法です。

第3 アウトソーシングの推進に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方

官と民との役割分担を見極める中で、「民間で実施することが可能であり、かつ、効率的・効果的にサービスを提供又は運営できる業務は民間に任せる」ことを基本に、全ての部門においてアウトソーシングを推進します。

具体的には、次の視点に立ってアウトソーシングに取り組むこととします。

視点	検証内容
市民サービスの質の維持・向上	市が実施する場合とアウトソーシングする場合のサービスについて比較を行い、サービスの質の維持又は向上につながるかを検証します。
コストの縮減	市が実施する場合とアウトソーシングする場合のコストについて比較を行い、コストが増加しないかを検証します。コスト比較に当たっては、職員の人件費等も含めたフルコストで比較を行います。

なお、アウトソーシングを推進するに当たっては、必要に応じて次の観点について留意することとします。

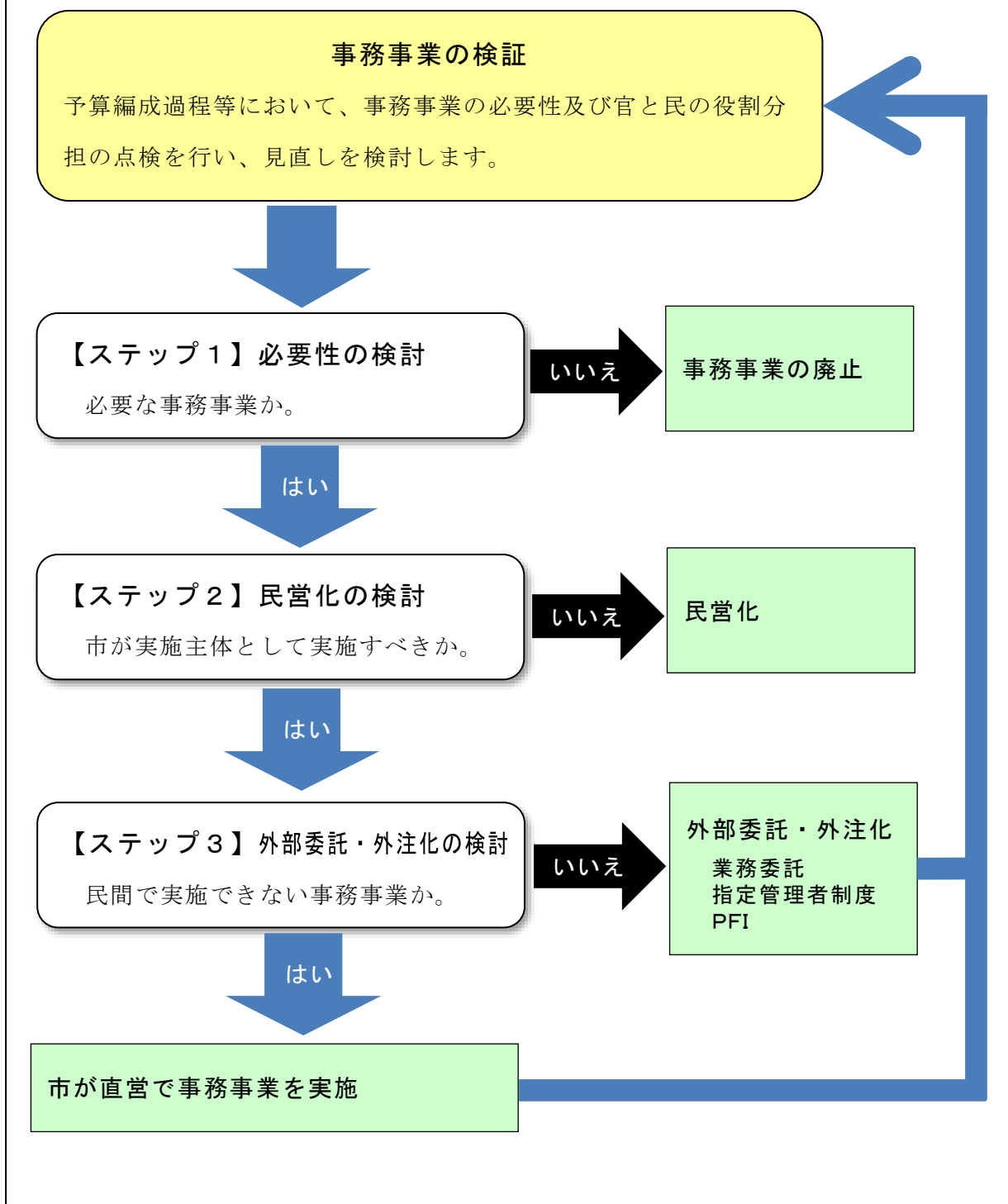
観点	留意事項
地元企業への発注	地域経済活性化と地域での雇用の場の確保の観点を踏まえ、透明性の向上と競争性の確保、適正な予算の執行に留意しつつ、地元企業への発注に配慮します。
協働によるまちづくりの推進	公共サービスの担い手の創出、育成の観点から、市民団体やNPO等をアウトソーシングの相手方とすることの可能性を検討します。

2 アウトソーシング検討の手順

各部局においては、毎年度の予算編成過程等において、次のとおり点検を行い、アウトソーシングの推進に向けた継続的な検討を行います。

ステップ	点検内容
<u>ステップ1</u> 事務事業の必要性の検討	事務事業の必要性と実施方法について、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえて点検を行い、事務事業自体の必要性が失われているものは廃止を検討します。
<u>ステップ2</u> 民営化の可能性の検討	事務事業自体については必要性があるものの、市が実施主体として事務事業を継続していく必要性が失われ、又は薄れているものについては、民間への移譲（民営化）を検討します。
<u>ステップ3</u> 外部委託・外注化の可能性の検討	市が実施主体として継続すべき事務事業の実施方法について、業務の内容やアウトソーシングの各手法の特性に応じて、前述の「1 基本的な考え方」と後述の「3 - (1) 判断基準」に基づき、直営による実施も含めてどの手法が適切か検討します。

アウトソーシングに係る事務事業の点検フロー



3 アウトソーシング導入の判断

(1) 判断基準

アウトソーシングの導入の検討を行う際には、下記の項目についてそれぞれ検証を行い、導入の可否を総合的に判断します。

- ア 市民サービスを低下させることはないか。
- イ 各種法令に適合しているか。
- ウ 競争性、透明性、公平性を持った契約手続きが行えるか。
- エ 安定的に業務の遂行が可能か。
- オ 経費の増加にならないか。
- カ 責任の所在は明確か。
- キ 個人情報等に関して情報管理が確実にできるか。
- ク 事故発生時など緊急時の対応は可能か。
- ケ 現在従事している正職員を別の分野で活用できるか。

(2) 検討に当たっての留意事項

上記(1)のほか、次の事項にも留意し、導入を検討することとします。

- ア 企画から管理運営までを一括して委託したり、複数の共通又は類似の事務事業を集約し一括して委託したりすることにより、一層効率的・効果的な事業実施ができないか。
- イ アウトソーシングが難しい事務事業であっても、業務を細分化したり、また、複数の共通又は類似の事務事業を集約したりすることで委託できないか。
- ウ 規制緩和などの法改正等や他自治体の動向はどうか。

4 除外業務

次に掲げる事務事業は、市が直接実施しなければならないものとして、アウトソーシングの検討対象から除外します。

- (1) 法令上行政職員が直接実施することとされているもの
- (2) 許認可等の公権力の行使に該当するもの（指定管理者が行う施設の使用許可等は除く）
- (3) 政策・施策の企画立案・調整・決定など、市自ら判断する必要があるもの
- (4) 公平・公正の確保、個人情報保護のため、市が自ら実施しなければならないもの

第4 アウトソーシングの方向性

1 民営化

(1) 民営化の判断基準

次の項目に該当する事務事業については民営化の可能性が考えられるため、その可否について検討します。

ア 法令等の改正や市民ニーズの変化等により、市が主体となつて行う必要性が失われ、又は薄れているもの。

イ 民間によって、同種のサービスが提供されていて、市が主体となつて実施しなくても、十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの。

ウ 市場原理、民間の活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの。

エ 事業実施に伴う収入が見込まれ、民間の経営努力により採算がとれるもの。

(2) 民営化に向けての留意事項

次の事項に留意した上で、検討及び実施を進めます。

ア 市民の視点に立った取組

必要に応じ、市民や利用者等に対する情報の提供、意見聴取など、民営化に対する十分な理解を得るよう努めます。

イ 民営化への段階的移行

円滑に移行するため、必要に応じ、次の経過的な措置を講ずるなど、民営化への段階的な移行を検討します。

(ア) 民営化の前段階として、民営化後に実施主体となる者に対する外部委託の実施

(イ) 民営化後の実施主体に対する期間を限った財政その他の支援の実施

ウ 事前の検証

予想されるサービスの質や量、コスト、受益者負担の程度などについて、市が実施主体として継続する場合との比較検証を事前に行い、また、移譲先の業務遂行能力、執行体制など実施主体としての的確性についても十分な検討を行います。

2 外部委託・外注化

(1) 外部委託・外注化の活用の方向性

ア 業務委託

本市では、これまでから積極的に業務委託を推進してきたところであり、業務委託の継続や委託内容の拡大、新たな分野での業務委託の導入など、今後も一層の推進に努めます。

イ 指定管理者制度

本市では、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、施設管理の効率化やサービスの向上の観点から施設ごとに適切な管理形態の検討を行った上で、本制度で管理運営すべき施設の計画的な移行を進めてきたところです。

今後も、民間事業者のノウハウを活用することで、市民に対してより良質なサービスが提供できるものや効率性が向上するものについて、適切かつ積極的に本制度の活用を図ります。

ウ PFI

民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用するとともに、設計、建設、維持管理、運営を一体的に扱うことにより、事業コストの削減と質の高い公共サービスの提供が期待される一方で、事業メリットを発揮するためには、一定以上の事業規模が必要とされていることから、十分に研究を行った上で活用の検討をします。

(2) 契約に当たっての留意事項

ア 責任範囲の明確化

外部委託後も市としての行政責任を果たす必要があることから、契約書又は協定書により、市と受託者の責任範囲を明確にするとともに、業務の実施過程において市の監督権が機能できるよう留意します。

イ 秘密保持

個人情報扱う事務事業や機密性の高い事務事業については、契約書又は協定書により、市と受託者の責任範囲を明確にするとともに、秘密保持を担保する措置を講じます。

(3) 契約後の留意事項

ア アウトソーシング効果の検証と見直し

アウトソーシング後においても、サービスの質や委託コストの妥当性など、その効果を定期的に検証し、必要に応じてアウトソーシングする事務事業の内容や委託コストなどの見直しを行い、より効果的にアウトソーシングを推進します。

あわせて、アウトソーシング先が長期固定化している場合は、委託コストの上昇や業務改善意欲の低下などの弊害を防止するため、最も効率的・効果的なアウトソーシング先となっているかどうかを検証し、必要に応じて、競争入札などの競争性、公平性、透明性が確保できる契約手続きによりアウトソーシング先を選定します。

イ 指定管理者モニタリングの実施

指定管理者モニタリングの実施に当たっては、P D C A⁶のマネジメントサイクルを取り入れ、公共サービスの水準の低下及び重大な事故の発生等を予防するために、その兆候を察知し、対処や改善に繋げることにより、公の施設の適切な管理及び公共サービスの向上を図ります。

附 則（平成17年10月13日）

この指針は、平成17年10月13日から施行する。

附 則（平成22年3月29日）

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日）

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

⁶ Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）